

三木町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
三木町教育委員

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町では、未来を担う子供たちが、地域に愛着を持ち、社会の当事者として主体的に考え、行動できる力を養い、自分自身の可能性を伸ばそうとする態度を育て、知徳体バランスの取れた人格を育むことを目標に取り組んでいる。そのためには、教職員が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにし、“働きやすさ”と“働きがい”を両立する働き方改革を徹底して進めることが必要不可欠である。

本計画では、教職員の働き方を適正化し、健全な職場環境を整備することで、教育の質を向上させるとともに、教職員一人ひとりが心身ともに健康で、安心して働くことができる持続可能で主体的な教育環境を作り出すことを目指している。

(2) 本町の現状

- 本町では、平成31年3月に「三木町立学校における教職員の働き方改革プラン」を作成し、改訂を重ねながら「業務の適正化」「業務の効率化」「学校運営の改革と意識改革」「保護者、地域への理解促進」を4つの柱にして、毎年「重点的に取り組む事項」を掲げて取り組んできた。計画の指標や改善状況をフォローアップする指標としてICカードを活用した在校時間の客観的な把握と管理に取り組み、その時間の縮減に努めてきた。

【令和8年2月までの時間外在校等時間の状況】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度 (2月末)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
月平均時間外在校等時間 (時間)	43.7	57.1	37.2	50.5	36.8	48.4
月80時間以上の延べ人数 (人)	63	124	12	80	22	56

【令和6年度教職員の年平均の有給休暇取得日数】

13日

【三木町立学校の令和7年度ストレスチェックにおける主なストレス要因】

①事務的な業務量 ②保護者対応 ③対処困難な児童生徒への対応 ④校務分掌

- 月平均時間外在校等時間は小中学校とも縮減傾向にあるが、中学校はわずかに45時間を超えている。また 小学校の月80時間以上の延べ人数は縮減していない。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通り

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 年間に於ける 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が、小学校 40 時間以下、中学校 45 時間以下の割合を 100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【かっこ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【13 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8%以下にする
【R7 年度 町 8.4%（全国 11.4%）】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮、校務分掌等の業務の平準化等により、生き生きと誇りをもって教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

- ・ 年度ごとに学校における働き方改革の進捗状況を検証し、現場の声を反映させながら達成目標や取組内容等を見直す

4. 実施する業務量管理・健康保険確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校児の通学路における日常的な見守り活動（「3 分類」①関係）

- ・ 各校区の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間帯を見直すとともに、三木町児童安全対策協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動をさらに推進する。

- ◆放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
(「3分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、町育成センター等が行っている見回り活動に委ねることとし、学校における見回りは必要最小限にする。

- ◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) (「3分類」③関係)
 - ・給食費の公会計化にかかる業務を慣らしていくとともに、その他の学校徴収金について歳入歳出予算に組み入れられる対象範囲や徴収手続きの精査・検討を進める。

- ◆保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
(「3分類」⑤関係)
 - ・学校と連携しながら、教育委員会にも窓口を設け、町顧問弁護士等の専門家の意見を仰ぎながら解決を目指す。

②教師以外が積極的に参加すべき業務

- ◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・学校への依頼を最小限にし、全教職員加入の行政用ビジネスチャットツール等を活用しつつ、事務職員や事務補助員等の人材を生かす。

- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)
 - ・学校と教育委員会が連携を図りながら日常的な保守を行うとともに、町が委託した GIGA スクールサポーターが専門的な技術支援を行う。

- ◆校舎の開錠・施錠(「3分類」⑩関係)
 - ・機械警備を今後も維持しつつ、学校の実態に応じて退庁時刻を定め、管理職のみが開錠・施錠の業務を行うことのない体制を整えるように指導する。

- ◆校内清掃(「3分類」⑫関係)
 - ・学校運営協議会や保護者等の支援を得て清掃活動を行う機会を設けるとともに、日常の清掃活動の回数・範囲の合理化等を促進する。

- ◆部活動(「3分類」⑬関係)
 - ・部活動地域指導者の確保に努め、令和13年度までに休日部活動の地域展開を実現する。平日については、可能な部活動から地域展開を行うとともに、時間外在校等時間ができるだけ少なくなるように教育課程や一日の時程を見直す。

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備(「3分類」⑮関係)

◆学習評価や成績処理(「3分類」⑯関係)

- ・教員業務支援員・事務補助員等の各学校への配置を促進し、教材作成・授業準備や採点作業の補助・アンケートの集計・学校だより(コミュニティ・スクールだより)の作成・配布物の仕分け等の業務を担う。
- ・主に中学校においてデジタル採点等を活用し、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- ・資料の送受信や提出物の管理、グループ学習などでの意見の集約、不登校児童生徒との連絡を効率的に行う協働学習支援ソフトを授業支援のプラットフォームとして継続して採用する。

◆学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

- ・保護者等にボランティアを募るなどして学校行事の準備・運営の支援を得る体制を推奨していく。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、専門的なスタッフを継続的に配置し、学校の相談体制の充実と福祉・医療機関との連携を充実させていく。
- ・特別支援学級だけではなく、通常の学級においても支援が必要な児童生徒へのサポートのために特別支援学級補助員・特別支援教育支援員を各学校に配置する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒のために看護職員を配置する。
- ・子ども女性相談センター・町こども課・警察・学校・町教育委員会等が適切な役割分担のもと迅速に虐待対応ができる体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ①学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③既に全学校に設置されている勤務時間外の留守番電話機能の他に、正確な対応を期するために電話の録音機能を順次設置していく。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教職員に医師による面接指導を行う。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックを教職員に実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇について年間15日以上取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- ⑤ 学校におけるノー残業デーを令和9年度までに月6回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の学校閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、「三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況」について、毎年度、町教育委員会定例会及び総合教育会議において報告するとともに、町ホームページに掲載する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる教育・医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施し、年度末に評価を行う。
- (6) 各学校の在校等時間の状況を、町教育委員会が毎月確認し、具体的措置の取組状況などについて、町教育委員会定例会議の場などで報告する。

(7)保護者、地域の理解を促進するため、「三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況」や啓発資料等の配布を通して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知し、協力を得られるように取り組む。